特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
35	肝炎治療特別促進事業関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、奈良県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	肝炎治療特別促進事業関係事務					
②事務の概要	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」(平成二十年三月三十一日付け健疾発第〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務					
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
肝炎医療費助成システム						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する 準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 住民基本台帳法第30条の15 第1項					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	[照会] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	福祉保険部医療政策局疾病対策課					
②所属長の役職名	福祉保険部医療政策局疾病対策課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒番号630-8501 奈良市登大路30番地 TEL:0742-27-8384 FAX:0742-27-1323					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 感染症係 〒番号630-8501 奈良市登大路30番地 TEL:0742-27-8612 FAX:0742-27-8262					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和7年3月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	7年3月31日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい <mark>値判断結果</mark>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目	3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 スク対策の詳細が記		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	გ]	2) 十分でき	を入れている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である	ð]	2) 十分で	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でき	を入れている			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г	1	2) 十分で	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	眃(委託や情報提供ネッ	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	0]]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	2) 十分でき	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入事	F) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分でき	を入れている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	ა	2) 十分で	を入れている			

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。入力の際には複数人で確認し、紐付けを実施している。また、特定個人情報を含む書類等は鍵付き棚等に保管するとともに、不要な個人情報は取得せず、廃棄の際にも複数名で確認を実施している。以上のことより、リスク対策は十分であると考えられる。			
9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	だえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている (2) 十分である 3) 課題が残されている (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)			
判断の根拠	肝炎医療費助成システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。統合宛名システムにおいても同様に実施しているためリスク対策は十分であると言える。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明